

平成28年度 地方分権振興交付金報告書



平成30年3月

総務省自治行政局行政課

目 次

はじめに	1
I 地方自治法施行60周年記念式典の開催	2
II 地方自治法施行60周年記念貨幣の発行等	3
III 地方分権振興交付金の創設	22
IV 平成28年度地方分権振興交付金報告書	23
1. 福島県	24
2. 東京都	29
V 参考資料	35
地方分権振興交付金交付要綱	36

はじめに

地方自治法が施行されて60周年に当たる平成19年に、国民を挙げて往時を回顧し、地方自治の意義と重要性とを再認識することにより、各地方公共団体の一層の発展と地方自治の伸展を期するとともに、地方自治の本旨の実現と民主政治の確立に寄与するため、記念式典の挙行、地方自治に関する功労者の表彰等、様々な記念事業が行われた。こうした中、当該記念事業とあわせて、地方分権、地方活性化の一層の振興を図るため、地方自治法施行60周年記念貨幣を概ね10年間にわたって発行することとした。

各年度の発行団体については、財務省に設置された「地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する会合」の検討結果を踏まえて決定され、全47団体の図柄が決定されており、各団体の創意工夫を活かしながら、地域の美しい風物や重要なイベントを織り込んだ図柄となっている。

総務省では、記念貨幣の発行を契機に、都道府県による地方分権及び地域活性化の一層の振興を図ることを目的とし、記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に関連して行う事業、地方自治の伸展と地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業に要する経費の一部に対する地方分権振興交付金を創設し、3,500万円を上限として当該団体の事業を支援するために予算措置を行った。

当報告書は、地方自治法施行60周年記念貨幣の発行概要、地方分権振興交付金の交付概要、及び平成28年度に記念貨幣を発行した2都県が作成した報告書を取りまとめたものである。

I 地方自治法施行60周年記念式典の開催

【趣旨】

平成19年は、昭和22年5月3日に地方自治法が施行されて60周年に当たる極めて意義深い年である。このような大きな節目の年に当たり、国民挙げて往時を回顧し、地方自治の意義と重要性とを再認識することにより、各地方公共団体の一層の発展と地方自治の伸展を期するとともに、地方自治の本旨の実現と民主政治の確立に寄与するため、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、記念式典を挙行し、あわせて地方自治に関する功労者の表彰等を実施。

【日程】 平成19年11月20日（火）11時

【場所】 東京国際フォーラム

【式典のはこび】

天皇皇后両陛下御臨席

国歌吹奏

開式の辞

式辞

地方自治功労者表彰

天皇陛下おことば

祝辞

決意表明

閉式の辞

天皇皇后両陛下御退席

東京消防庁音楽隊

総務副大臣

総務大臣

総務大臣

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長

最高裁判所長官

地方公共団体代表者

総務副大臣

【地方自治法施行60周年記念事業の概要】

（政府）

- ・ 地方自治法施行60周年記念式典
- ・ 地方自治功労者表彰（地方公共団体の議会の議員、職員及び民間人）等

（地方公共団体）

- ・ 各種記念行事の開催
- ・ 広報等への掲載

（関係団体）

- ・ 記念シンポジウム、記念セミナーの開催等
- ・ 記念宝くじの発売
- ・ 各種雑誌の特集号の編集

Ⅱ 地方自治法施行60周年記念貨幣の発行等

【基本的な方針】

記念貨幣は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律第5条第2項に基づき「国家的な記念事業として閣議の決定を経て発行する」こととされ、これまでの対象事業の記念性・過去の発行例等を勘案の上、発行を決定した。

(参考) これまでの記念貨幣の発行例を類型化

1. 皇室の御慶事に関するもの(御在位10年、50年、60年、御即位、御成婚)
2. 国際的行事に関するもの(オリンピック、国際博覧会、アジア大会、W杯大会)
3. 国家の構造、主権に関するもの(内閣制度100周年、裁判所制度100周年等)
4. 国家的プロジェクトに関するもの(青函トンネル、瀬戸大橋、関西国際空港等)

【目的】

昭和22年5月3日に地方自治法が施行されて60周年という大きな節目を迎える平成19年、国民を挙げて往時を回顧し、地方自治の意義と重要性とを再認識することにより、各地方公共団体の一層の発展と地方自治の伸展を期するとともに、地方自治の本旨の実現と民主政治の確立に寄与するため、記念式典の挙行、地方自治に関する功労者の表彰等、様々な記念事業が行われた。これに併せ、新たな地方自治の時代における地域活性化という願いを込めて、平成20年度から概ね10年間にわたって、各都道府県のデザインした図柄により記念貨幣を発行するもの。

【発行団体等の決定】

平成20年度以降の発行団体等については、財務省に設置された地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する会合により検討することとされ、概ね以下のとおり決定された。

(参考:平成19年12月18日(火)会合資料より)

1. 発行時期

- 平成20年夏以降、原則として平成28年までの間、年5～6都道府県ずつ、47都道府県について発行
- プレミアム型は、原則として年5～6回に分けて、順次発行
- 引換型は、原則として年2回に分けて、順次発行

2. 発行順序

- サミット等のような重要な国際会議に代表されるように、それぞれの地域における国際的、歴史的に重要な行事と連携するものを優先させる。
- 風物・史跡や歴史をテーマとする場合については、例えば世界遺産等国际機関からの指定・認定の前後のものや、関連する歴史的行事の開催などと連携するものを優先させる。
- 上記の行事には、国内で毎年開催されるものは含めない。
- 21年度以降の発行順序については上記の考えに基づき決定し、調整が必要な場合には、「地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する会合」メンバーから構成される小会合(以下、「小会合」という。)にて検討を行う。

※ その後、各年ごとの発行団体数は、全国知事会、財務省、造幣局との協議により、年6～7都道府県ずつ発行することとなった。

【発行団体及び発行予定団体とそのデザイン】

- 財務省に設置された「地方自治法施行60周年記念貨幣の発行に関する会合」での検討をふまえ、財務省において、47都道府県全ての発行順序及びデザインが決定されている(別添参照)。

発行団体及び発行予定団体 ①

発行年度	小会合における検討	発行団体決定	発行団体及び発行テーマ	図柄等の決定 (7頁以降参照)
H20年度	H20.1.16 第2回本会合	H20.1.16	北海道：洞爺湖サミット	H20.5.13
			京都府：源氏物語千年紀	H20.6.24
			島根県：石見銀山世界遺産登録	
H21年度前半	H20.6.6～18 第1回小会合	H20.6.24	新潟県：特別天然記念物「トキ」放鳥	H20.12.5
			長野県：日本アルプスや国宝善光寺などの豊かな自然と文化	
H21年度後半	H20.9.3 第2回小会合	H20.9.19	茨城県：科学技術創造立県	H21.6.5
			奈良県：平城遷都1300年祭	
H22年度前半	H21.2.4 第3回小会合	H21.2.26	高知県：坂本竜馬と太平洋～時代を切り拓いた土佐人とその風土	H21.12.8
			岐阜県：長良川の鵜飼	
			福井県：アジアの恐竜研究拠点	
H22年度後半	H21.11.13 第4回小会合	H21.11.24	愛知県：生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)	H22.6.18
			青森県：りんごとねぶた(ねぶた)、三内丸山遺跡等	
			佐賀県：佐賀県を代表する人物である大隈重信侯とその功績	
H23年度前半			富山県：「立山・黒部」の自然と人間の関わり ～信仰・砂防・発電・観光～	H22.10.8
			鳥取県：鳥取砂丘、浦富海岸に代表される山陰海岸の景観	
			熊本県：阿蘇	


発行団体及び発行予定団体 ②

発行年度	小会合における検討	発行団体決定	発行団体及び発行テーマ	図柄等の決定 (7頁以降参照)
H23年度後半	H22.9.16～28 第5回小会合	H22.10.8	滋賀県：マザーレイク 恵み豊かな琵琶湖	H23.5.24
			岩手県：平泉の文化遺産	
			秋田県：白瀬中尉の南極探検100周年	
H24年度前半			沖縄県：沖縄復帰40周年	H23.10.7
			神奈川県：武家の古都・鎌倉	
			宮崎県：宮崎県庁本館の景観重要建造物指定	
H24年度後半	H23.5.2～H23.6.6 第3回本会合	H23.6.10	栃木県：とちぎの魅力 豊かな自然・文化・歴史	H24.4.17
			兵庫県：コウノトリ	
H25年度前半			大分県：八幡宮総本社宇佐神宮と大偉業を果たした相撲の達人	H24.8.28
			宮城県：慶長遣欧使節派遣400周年	
			広島県：ひろしまの魅力を発信する観光資源	
H25年度後半	H24.5.22～H24.6.4 第4回本会合	H24.6.15	群馬県：富岡製糸場と絹産業遺産群	H25.4.16
			山梨県：富士山	
			静岡県：富士山	
H26年度前半			岡山県：晴れの国おかやまの豊かな自然と歴史・文化	H25.8.27
			鹿児島県：屋久島世界自然遺産登録20周年	
			愛媛県：築120周年を迎える道後温泉本館とえひめの美しいしまなみ	
			山形県：日本人の心のふるさと美しい山形	
			三重県：日本人の心のふるさと伊勢、熊野	

発行団体及び発行予定団体 ③

発行年度	小会合における 検討	発行団体決定	発行団体及び発行テーマ	図柄等の決定 (次頁以降参照)
H26年度後半	H25.5.16～23 第5回本会合	H25.6.7	香川県:特別名勝 栗林公園	H26.4.25
			埼玉県:埼玉県が誇る歴史と文化	
			石川県:いしかわ百万石物語	
H27年度前半			山口県:おいでませ 自然・歴史・文化あふれる山口へ	H26.8.15
			徳島県:心癒され心躍る自然と文化渦巻く「宝の島・徳島」	
			福岡県:九州国立博物館開館10周年及び宗像・沖ノ島と関連遺産群の 世界遺産登録の推進	
H27年度後半	H26.5.19～27 第6回本会合	H26.6.2	千葉県:千葉の宝～美しい自然と歴史・文化～	H27.4.21
			大阪府:大阪が世界に誇る歴史・文化	
			和歌山県:高野山開創1200年	
			長崎県:長崎の教会群とキリスト教関連遺産	
H28年度			福島県:福島県を代表する人物野口英世	H27.8.28
			東京都:東京の多彩な魅力を世界に発信～都市・歴史・文化・自然～	

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成20年度発行分)

額面	各都道府県共通(裏面)	北海道	京都府	島根県
千円				
	せつげつか 雪月花	洞爺湖とタンチョウ	国宝「源氏物語絵巻」 ^{やどりぎ} 宿木 三(部分)	おとりおさめちようぎん ^{ぼたん} 御取納丁銀と牡丹
	発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
	販売時期	平成20年7月	平成20年10月	平成20年12月
五百円				
	古銭のイメージ	洞爺湖と北海道庁旧本庁舎	国宝「源氏物語絵巻」 ^{やどりぎ} 宿木 二(部分)	^{どうたく} 銅鐸とその文様・絵画
	発行枚数	210万枚	205万枚	197万枚
	引換時期	平成20年12月10日(水)(3道府県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。
 (素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)
 (注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄等(平成21年度発行分)

額面	長野県	新潟県	茨城県	奈良県
千円				
	上高地	トキと佐渡島	イーサー H-IIロケットと筑波山	だいごくでんせいいでん 大極殿正殿と桜と蹴鞠
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成21年5月	平成21年7月	平成21年10月	平成21年12月
五百円				
	善光寺と牛	トキと ^{たなだ} 棚田	かいらくえん 借楽園と梅	けんとうしせん 遣唐使船
発行枚数	183万枚	184万枚	187万枚	180万枚
引換時期	平成21年7月15日(水)(2県同時)		平成22年1月20日(水)(2県同時)	

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成22年度前半発行分)

額面	高知県	岐阜県	福井県
千円			
	坂本龍馬 ^{かつらはま} と桂浜	長良川の鵜飼 ^{うかい}	恐竜と東尋坊 ^{とうじんぼう}
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成22年3月	平成22年4月	平成22年6月
五百円			
	坂本龍馬	白川郷とれんげ草	恐竜
発行枚数	196万枚	186万枚	183万枚
引換時期	平成22年7月21日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成22年度後半発行分)

額面	愛知県	青森県	佐賀県
千円			
	きんしやち 金鯱とカキツバタと渥美半島 あつみ	ねぶた・ねぶたとりんご	大隈重信と伊万里・有田焼
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成22年8月	平成22年10月	平成22年11月
五百円			
	愛知県庁本庁舎とカキツバタ	さんないまるやま 三内丸山遺跡と土偶	大隈重信と佐賀錦・鹿島錦
発行枚数	195万枚	190万枚	191万枚
引換時期	平成23年1月19日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成23年度前半発行分)

額面	富山県	鳥取県	熊本県
千円			
	海越しの ^{たてやま} 立山連峰	鳥取砂丘と山陰海岸	阿蘇
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成23年5月	平成23年6月	平成23年7月
五百円			
	おわら ^{かぜ} 風の盆	みとくさん ^{さんぶつじ} 三徳山 三佛寺 投げいれど ^う 投入堂	熊本城
発行枚数	180万枚	177万枚	187万枚
引換時期	平成23年7月20日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成23年度後半発行分)

額面	滋賀県	岩手県	秋田県
千円			
	琵琶湖とカイツブリと浮御堂	中尊寺金色堂と中尊寺ハスと毛越寺浄土庭園	白瀬轟となまはげ
発行枚数	10万枚	11万枚(注3)	10万枚
販売時期	平成23年8月	平成23年10月	平成23年11月
五百円			
	ビワコオオナマズとニゴロブナ	中尊寺金色堂新覆堂と毛越寺曲水の宴	白瀬轟と竿燈
発行枚数	177万枚	179万枚	174万枚
引換時期	平成24年1月18日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

(注3)岩手県の千円銀貨幣については、平成24年度に1万枚を追加発行。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成24年度前半発行分)

額面	沖縄県	神奈川県	宮崎県
千円			
	首里城と組踊	鶴岡八幡宮と流鏝馬 ^{やぶさめ}	宮崎県庁本館と高千穂の夜神楽
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成24年3月	平成24年5月	平成24年6月
五百円			
	那覇大綱挽とエイサー	鎌倉大仏	宮崎県庁本館
発行枚数	176万枚	189万枚	174万枚
引換時期	平成24年7月18日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成24年度後半発行分)

額面	栃木県	大分県	兵庫県
千円			
	日光東照宮陽明門	宇佐神宮と双葉山	コウノトリと姫路城
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成24年8月	平成24年9月	平成24年11月
五百円			
	眠り猫と雀	うすきまがいぶつ 臼杵磨崖仏	コウノトリ
発行枚数	180万枚	179万枚	180万枚
引換時期	平成25年1月16日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成25年度前半発行分)

額面	宮城県	広島県	群馬県
千円			
	伊達政宗と慶長遣欧使節船	厳島神社と舞楽ともみじ	富岡製糸場東繭倉庫と工女
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成25年3月	平成25年5月	平成25年6月
五百円			
	仙台七夕まつり	原爆ドームと広島平和都市記念碑	富岡製糸場東繭倉庫キーストーンと工女
発行枚数	170万枚	170万枚	172万枚
引換時期	平成25年7月17日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄等(平成25年度後半発行分)

額面	岡山県	静岡県	山梨県	鹿児島県
千円				
	岡山後樂園と桃太郎	富士山	富士山と山梨ニア実験線とぶどう	縄文杉と永田岳とヤクシマシャクナゲ
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成25年8月	平成25年9月	平成25年10月	平成25年11月
五百円				
	岡山後樂園	富士山と茶畑	富士山とぶどう	桜島
発行枚数	166万枚	170万枚	167万枚	166万枚
引換時期	平成26年1月15日(水)(4県同時)			

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。
 (素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)
 (注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成26年度前半発行分)

額面	愛媛県	山形県	三重県
千円			
	道後温泉本館とみかん	最上川とさくらんぼ	五十鈴川と伊勢神宮宇治橋
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成26年3月	平成26年4月	平成26年4月
五百円			
	瀬戸内しまなみ海道と愛媛の島々	縄文の女神	熊野古道伊勢路
発行枚数	165万枚	166万枚	167万枚
引換時期	平成26年7月16日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成26年度後半発行分)

額面	香川県	埼玉県	石川県
千円			
	栗林公園 <small>りつりん こうえん</small>	渋沢栄一と時の鐘	兼六園の徽軫灯籠と雪吊り(夜景・ライトアップ) <small>ことしようろう</small>
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成26年8月	平成26年9月	平成26年11月
五百円			
	金刀比羅宮から望む讃岐平野 <small>ことひらぐう</small>	埼玉スタジアム2002	木場潟からみた白山とキリコ祭り <small>きばがた</small>
発行枚数	163万枚	178万枚	166万枚
引換時期	平成27年1月21日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成27年度前半発行分)

額面	山口県	徳島県	福岡県
千円			
	きんたいきょう あきよしだい 錦帯橋と秋吉台	鳴門の渦潮と阿波おどりとすだちの花	おきしま むなかたたいしゃ きんせいゆびわ 沖ノ島と宗像大社と金製指輪
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成27年4月	平成27年5月	平成27年6月
五百円			
	るりこうじ ごじゅうのとう 瑠璃光寺五重塔	阿波おどり	九州国立博物館と太宰府天満宮太鼓橋と梅
発行枚数	161万枚	163万枚	168万枚
引換時期	平成27年7月15日(水)(3県同時)		

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄等(平成27年度後半発行分)

額面	和歌山県	大阪府	長崎県	千葉県
千円				
	高野山 壇上伽藍 <small>だんじょうがらん</small>	大阪城と文楽	大浦天主堂と椿	東京湾アクアラインと菜の花
発行枚数	10万枚	10万枚	10万枚	10万枚
販売時期	平成27年8月	平成27年9月	平成27年10月	平成27年11月
五百円				
	那智の滝	仁徳天皇陵古墳	大浦天主堂とステンドグラス	九十九里浜
発行枚数	161万枚	170万枚	160万枚	168万枚
引換時期	平成28年1月20日(水)(4府県同時)			

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。
 (素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)
 (注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

○地方自治法施行60周年記念貨幣の図柄(平成28年度分)

額面	福島県	東京都
千円		
	野口英世と磐梯山と猪苗代湖	東京タワーとレインボーブリッジとユリカモメ
発行枚数	10万枚	10万枚
販売時期	平成28年4月	平成28年4月
五百円		
	相馬野馬追から甲冑競馬の様子	東京駅丸の内駅舎と行幸通り
発行枚数	—	—
引換時期	平成28年7月頃	

(注1)千円貨幣は、独立行政法人造幣局が、販売価格(6,000円)に基づき販売するプレミアム型の記念貨幣。

(素材に貴金属(純銀)を使用し特殊な技術を用いて製造することから、貨幣の製造等に要する費用が額面価格を上回るもの。)

(注2)五百円貨幣は、金融機関の窓口において額面価格により引換えを行う。

Ⅲ 地方分権振興交付金の創設

【施策の概要】

地方分権、地域活性化の一層の振興を図るため、地方自治法施行60周年を記念し、平成20年度から概ね10年間にわたって、「地方自治法施行60周年記念貨幣」を各都道府県がデザインした47都道府県ごとの図柄により、順次発行することとされた。

これに伴い、貨幣の図柄をデザインした各都道府県が行う地方分権、地域活性化の振興の取組を支援するため、「地方分権振興交付金」を創設したところであり、貨幣の発行年度に合わせて交付するものである。

【交付金の内容】

(1) 交付対象

「地方自治法施行60周年記念貨幣」をデザインした都道府県

(2) 交付金額

1団体あたり3,500万円を上限とし発行実績に応じて交付

(3) 対象事業

- ・ 記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に関連して行う事業
- ・ その他地方自治の伸展との地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業

【予算額の推移】

平成20年度	105百万円
平成21年度	140百万円
平成22年度	210百万円
平成23年度	210百万円
平成24年度	210百万円
平成25年度	245百万円
平成26年度	210百万円
平成27年度	245百万円
平成28年度	70百万円

(参考：交付団体数)

平成20年度	3団体 (北海道 京都府 島根県)
平成21年度	4団体 (長野県 新潟県 茨城県 奈良県)
平成22年度	6団体 (高知県 岐阜県 福井県 愛知県 青森県 佐賀県)
平成23年度	6団体 (富山県 鳥取県 熊本県 滋賀県 岩手県 秋田県)
平成24年度	6団体 (沖縄県 神奈川県 宮崎県 栃木県 兵庫県 大分県)
平成25年度	7団体 (宮城県 広島県 群馬県 岡山県 静岡県 山梨県 鹿児島県)
平成26年度	6団体 (愛媛県 山形県 三重県 香川県 埼玉県 石川県)
平成27年度	7団体 (山口県 徳島県 福岡県 和歌山県 大阪府 長崎県 千葉県)
平成28年度	2団体 (福島県 東京都)

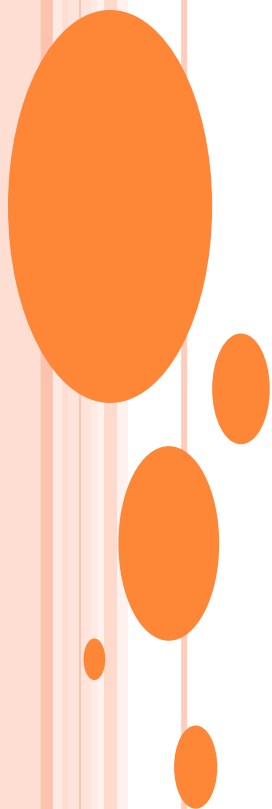
IV 平成28年度 地方分権振興交付金 報告書

1. 福島県

2. 東京都

※次頁以降の報告書は、各県の作成によるものである。

福島県



記念貨幣の概要

発行概要

【発行趣旨】

- ◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行
- ◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

【貨幣デザイン】

千円銀貨幣	
表面	裏面
	
表面：野口英世と磐梯山と猪苗代湖 裏面：雪月花（都道府県共通）	

五百円貨幣	
表面	裏面
	
表面：相馬野馬追 裏面：古銭（都道府県共通）	

【図柄コンセプト】

千円銀貨幣
<p>野口英世と磐梯山と猪苗代湖をデザイン</p> <p>◆野口英世</p> <p>福島県出身の細菌学者。ロックフェラー医学研究所にて細菌学の研究に従事し、黄熱病や梅毒等の研究で知られる。黄熱病の研究中に自身も罹患し、ガーナ共和国のアクラで51歳で死去。</p> <p>◆磐梯山</p> <p>日本百名山の一つで、福島県を代表する山。会津富士や会津磐梯山とも呼ばれている。</p> <p>◆猪苗代湖</p> <p>日本で4番目に広い湖で、福島県のほぼ中央に位置する福島県を代表する湖。</p>

五百円貨幣
<p>相馬野馬追から甲冑競馬の様子をデザイン</p> <p>◆相馬野馬追</p> <p>福島県を代表する祭事のひとつで、福島県相馬市及び南相馬市において、甲冑に身を固めた500余騎の騎馬武者が腰に太刀、背に旗指物をつけて疾走する豪華絢爛で勇壮な戦国絵巻を繰り広げる。</p> <p>◆甲冑競馬</p> <p>兜を脱いで、白鉢巻きを締めた甲冑姿の若武者の騎馬が10頭立てで一週1,000mの速さを競う。</p>

交付金事業概要

1 概要

【福島県観光誘客PR隊事業】

アフターDCの開催にあたり、本県観光情報を県内外に広く周知し、本県への観光誘客を図るとともに、本県を訪れた観光客におもてなしの実践をし、アフターDC以降も本県を何度も訪れたいと感じていただけるよう、本県のPR活動及びおもてなし活動を実施する観光誘客PR隊「福が満開ふくしま隊」を結成した。

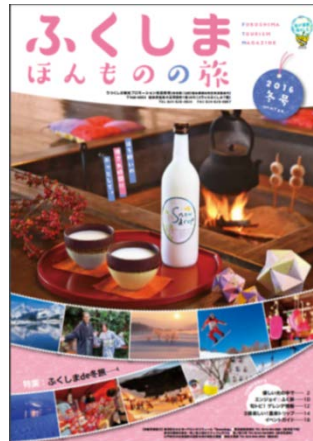
県内外の各種イベントやステージに出演し、本県のPR活動を実施した。(参加イベント数59件)



交付金事業概要

【デスティネーションキャンペーン推進事業】

- ① 県内3方部ごとに地域特性を踏まえ、観光復興に向けたプロモーション活動を実施し、誘客を図った。
- ② 首都圏等を中心に観光イベントへ出展した。
- ③ 観光ホームページの保守管理運営を行った。
- ④ 観光情報誌「ほんものの旅」を四半期毎に発行した。



2 事業実施期間

【福島県観光誘客PR隊事業】

活動期間(H28.4.1～H28.6.30) ※アフターDC期間

【デスティネーションキャンペーン推進事業】

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

3 交付金額

35,000千円

記念貨幣発行事業の効果

【福島県観光誘客PR隊事業】

「福が満開ふくしま隊」の各キャラクターが率先して、お客様に感謝の気持ちを伝達し、各所の魅力(花・食・温泉等)をしっかりとアピールすることにより、全国に向けて本県のPR活動及びおもてなし活動を実施することができ、本県の地域活性化、観光誘客に大いに資するものとなった。

また、活動中は、県外からのファンもいるなど人気を博し、福島のローカルFM番組にレギュラー出演するなど、県内外で活動の場を広げていたことから、「福が満開ふくしま隊」を通じた福島の認知度、知名度のアップ、さらに福島のファンづくりにつながったものと考えている。

【デスティネーションキャンペーン推進事業】

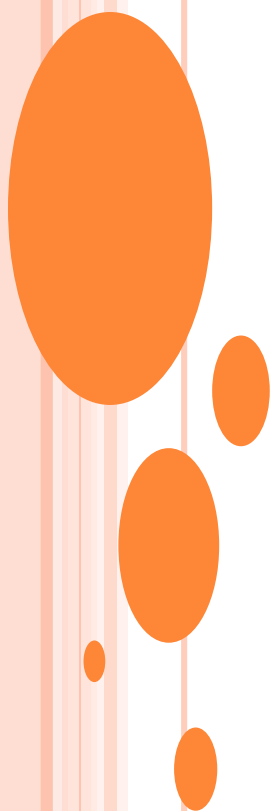
平成28年4月から6月にかけて、アフターDCを開催し、本番DCに劣らぬ規模での誘客施策や鉄道事業者等と連携した強力な広報宣伝、各種おもてなし事業が展開でき、多くの観光客が福島県を訪れた。

県内251地点の入込数は1,337万人となり、前年比で1.8%減少したものの、震災前の平成22年対比で88.0%までの回復につながった。

アフターDCでは、酒蔵巡りなど普段みることができない施設の掘り起こしや、夜間のライトアップなど、宿泊につながる素材として磨き上げたことなどにより、地域の方々の知恵と工夫の取組が賑わいにつながった。

アフターDCをDC3か年の集大成として取り組めたことで、本県の地域活性化、観光誘客に大いに資するものとなった。

東京都



記念貨幣の概要

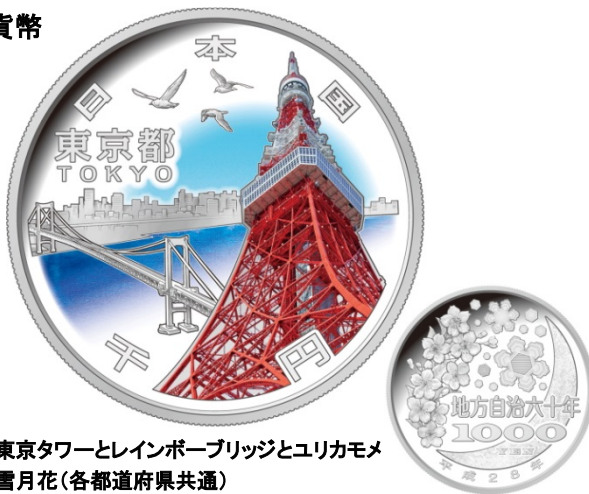
発行概要

【発行趣旨】

- ◇地方自治法施行60周年を契機に、国において47都道府県毎の図柄を用いた記念貨幣を発行
- ◇記念貨幣の発行により、地方自治に対する理解を深め、地域活性化に寄与

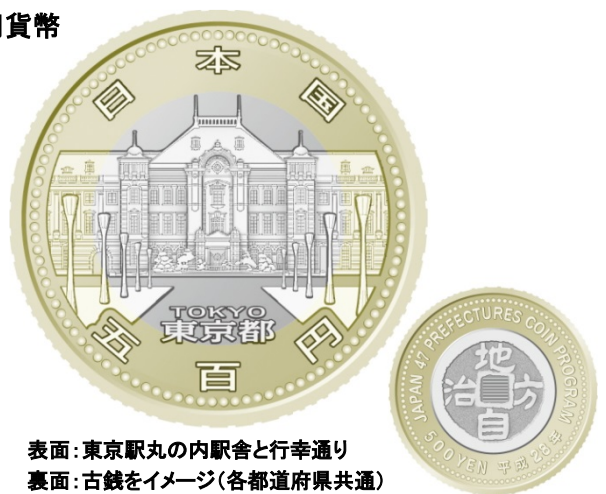
【貨幣デザイン】

千円貨幣



表面：東京タワーとレインボーブリッジとユリカモメ
裏面：雪月花(各都道府県共通)

五百円貨幣



表面：東京駅丸の内駅舎と行幸通り
裏面：古銭をイメージ(各都道府県共通)

【図柄コンセプト】

◇千円貨幣

『東京タワーとレインボーブリッジとユリカモメ』

・東京タワー

1958年(昭和33年)に開業。高さは333メートル。2013年(平成25年)に国の登録有形文化財に登録された。

・レインボーブリッジ

1993年(平成5年)に開通。吊橋部の長さは918メートル。上層は首都高速11号台場線。下層は臨港道路及び新交通システム「ゆりかもめ」の二重構造のつり橋。

・ユリカモメ

都民の鳥に指定されている。

◇五百円貨幣

『東京駅丸の内駅舎と行幸通り』

・東京駅丸の内駅舎

1914年(大正3年)に創建。設計は辰野金吾^{たつの きんご}。1945年(昭和20年)に戦災により南北のドームの屋根部分や内装を焼失。2003年(平成15年)に国の重要文化財に指定された。2012年(平成24年)に創建当時の姿に復原された。

・行幸通り(特例都道404号線：皇居前東京停車場線)

東京駅丸の内駅舎前の広場から皇居に向かう行幸通りは、皇室の公式行事や外国大使の信任状捧呈の車列に使われる由緒ある道路である。

交付金事業概要(1)

1 概要

(1) 記念貨幣発行関連事業

◆日本全国記念貨幣・切手展の開催

各道府県、全国知事会、独立行政法人造幣局、日本郵便株式会社と連携の上、全国47都道府県の記念貨幣・切手のデザインに採用された各地の美しい風物などを紹介する展示等を実施

・場所及び期間

- ① 都庁第一本庁舎45階南展望室
平成28年7月22日(金)から7月28日(木)まで
- ② 江戸東京たてもの園(都立小金井公園内)
平成28年8月2日(火)から8月14日(日)まで



・主な実施内容

- ① 各都道府県の記念貨幣・記念切手の紹介パネル掲示
- ② パネルの記載と関連した各都道府県紹介チラシ配布
- ③ 各都道府県の記念貨幣・記念切手の実物展示(都庁展望室のみ)
- ④ 「造幣局1日デザイン教室」(港区立南山小)の作品展示(都庁展望室のみ)
- ⑤ 各都道府県のPR用パンフレットコーナー設置



◆広報活動

パネル展の開催、記念五百円貨幣の引換え等を広く周知するため、効果的な広報活動を実施

- ① 広報用ポスター・チラシの作成・配布

【配布先】都庁内各所、観光情報センター、

都立施設7か所(江戸東京博物館等)、
財務省、造幣局、日本郵便株、

東京タワー、東京駅、都内区市町村 等

- ② 都営地下鉄大江戸線内の中吊り広告掲出
- ③ 西武バス、関東バス内の車内広告掲出
- ④ 都内ローソンPOSレジ画面広告掲出
- ⑤ 出版社等マスコミへのメディアアプローチ 等



地方自治法施行60周年
記念五百円貨幣(東京都) 引換えのご案内

「東京都人の誇りと絆を繋ぐ」
東京都人の誇り
1945年(昭和20年)に東京府と東京市が合併して誕生した東京都は、1946年(昭和21年)に地方自治法に基づき、地方自治体として誕生しました。60周年を記念して、500円(平成28年)の記念貨幣を発行いたします。
「絆を繋ぐ」をテーマに、東京都の歴史・文化・産業・観光・教育・環境・未来などを紹介する記念貨幣のデザインコンテストを開催し、各地の美しい風景や文化をデザインした記念貨幣が誕生しました。

● 引換え開始日 平成28年7月20日(木)
● 引換え場所 銀行(協賛銀行・ゆうちょ銀行などを含む)、
郵便局、郵便貯金センター
● 引換え方法 全国の郵便局において記念貨幣(500円)により引換えが可能です。
引換え開始日、各一入札までとなります。
詳細は、経費者ホームページをご覧ください。

● 注意事項 記念五百円貨幣は、ATMや自動換金機等の換金機には対応していません。

以下の都立施設においても、7月21日(金)から記念五百円貨幣(東京都)の引換えを行います。

引換可能な都立施設	引換場所	電話番号
江戸東京博物館(墨田区)	1階総合受付	03-5628-9974
江戸東京たてもの園(小金井区)	総合受付	042-359-3330
東京都立文化会館(台東区)	展示案内	03-3828-2111
都立上野動物園(台東区)	専門入場券販売所	03-3828-2171
東京都物産館(目黒区)	入場券販売所	042-201-1611
東京都立大博物館(江戸川区)	入場券販売所	03-3599-6152
日の国(台東区文化園(文芸春秋))	専門入場券販売所	0422-46-1100

各施設とも、記念貨幣がなくなり次第終了となります。
換金の状態・休業日にご注意ください。

交付金事業概要(2)

(2) 多摩の魅力発信プロジェクト

東京都多摩地域にある地域資源を生かし、その魅力を多摩地域内外に発信することで、多摩地域の交流人口や定住人口の増加を図ることを目的として、主に以下の取組を実施

◆生活者の目線での魅力発信

- ・SNSによる発信「30たまじまん大作戦！」
- ・子育て中の男性向けフリーペーパーへの記事掲載
- ・日刊紙への広告掲載(15回掲載)

<子育て中の男性向けフリーペーパー掲載記事>



◆外国人の目から見た魅力発信

- ・アジア及び欧米向けフリーペーパーの外国人記者を対象としたプレスツアーの実施及び記事掲載

<欧米向けフリーペーパー掲載記事>



◆特設ホームページの再構築

- ・市町村の暮らしやイベント情報の充実
- ・英語対応ページの新設
- ・スマートフォン対応

<特設ホームページ 英語対応ページ>



◆テレビ番組の制作・放送

- ・TOKYO MX「東京多摩日記」で各市町村を紹介(15回放送)
- ・テレビ番組映像を活用した二次利用版映像の制作・配信(シネアド・トレインチャンネル等)

<「東京多摩日記」番組ロゴ>



2 事業実施期間

(1) 記念貨幣発行関連事業

(平成28年4月1日～平成28年9月16日)

(2) 多摩の魅力発信プロジェクト

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

3 交付金額

35,000千円

記念貨幣発行事業の効果(1)

(1) 記念貨幣発行関連事業

平成20年度から順次発行されてきた、地方自治法施行60周年記念貨幣及びふるさと切手「地方自治法施行60周年記念シリーズ」が、東京都版の発行をもって完結したことを契機として、「地方自治法施行60周年日本全国記念貨幣・切手展」を開催した。

同展においては、国内外の観光客に対して、記念貨幣・切手のデザインに採用された各地を代表する風物、イベント等、全国の観光資源のより一層のPRを実施し、47都道府県それぞれの観光資源への関心を高めることができた。

また、各道府県との連携により、各地の観光パンフレット等も併せて展示・配布したことで、全国津々浦々の観光地の認知度向上及び誘客に資することができた。

<来場者実績>

東京都庁南展望室 18,200人(平成28年7月22日～28日)

江戸東京たてもの園 15,900人(平成28年8月2日～14日)

<都道府県紹介チラシ>



チラシ(表面)



チラシ(裏面)



チラシ(英語版)

<各地の観光パンフレット等>



各道府県の協力を得て、記念貨幣・記念切手の題材に加え、各地を代表する風物、イベント等をパネル・チラシにし、全国の観光資源のPRを実施した。

また、外国人旅行者に向けた英語版も作成することで、国外観光客へのPRも行った。

記念貨幣発行事業の効果(2)

(2) 多摩の魅力発信プロジェクト

外国人や多摩地域内外の住民に対して、多摩の魅力を発信することにより、多摩地域の知名度・認知度を向上させることができた。

また、各市町村と連携し、自治体ごとの魅力を発信したことで、各市町村はもとより、多摩地域全体としての魅力発信にもつながった。

◆効果検証

- ・取組の実施前・後の2回に分けて、多摩地域全体の認知度や魅力度を調査し、取組の達成状況を客観的に把握
- ・「子育てにふさわしい地域評価」「通勤・通学にふさわしい地域評価」「キャラクター認知」において、事後のスコアが事前より6～8ポイント上昇
⇒子育て世代へのPR成功
- ・特に、区部居住者では「魅力度」が5ポイント、「観光意欲度」が10ポイント上昇
⇒多摩地域への定住・交流人口の増加に期待

(%)

	全体		23区		多摩地域	
	事前	事後	事前	事後	事前	事後
1 認知度	75.2	76.8	62.2	65.0	88.2	88.6
2 魅力度	64.1	65.4	53.2	58.6	75.0	72.2
3 居住意欲度 = 住みたくなる	55.7	56.8	26.4	29.6	85.0	84.0
4 観光意欲度 = 行ってみたいくなる	70.8	73.9	64.6	73.2	77.0	74.6
5 情報接触度	64.4	64.5	53.6	55.0	75.2	74.0
6 子育てにふさわしい地域評価 = 育てたくなる	62.1	70.0	51.4	61.6	72.8	78.4
7 通勤・通学にふさわしい地域評価 = 働きたくなる	48.8	54.8	33.0	39.2	64.6	70.4
8 多摩の魅力発信プロジェクト認知	30.0	24.2	22.6	19.0	37.4	29.4
9 特設ホームページ認知・接触状況	16.7	17.6	11.8	14.0	21.6	21.2
10 たまらんにゃ〜 キャラクター認知	11.4	17.8	8.4	15.6	14.4	20.0

【インターネット調査、n=1,000】

V 參考資料

地方分権振興交付金交付要綱

(通則)

第1条 地方分権振興交付金の交付については、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、都道府県による地方分権及び地域活性化の一層の振興を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 総務大臣は、地方自治法施行60周年記念貨幣（以下「記念貨幣」という。）の図柄を考案した都道府県に対し、次項に規定する事業（以下「事業」という。）に要する経費の一部に対する交付金（以下「交付金」という。）を、予算の範囲内で交付するものとする。

2 前項の事業とは次の各号に掲げるものをいう。

(1) 記念貨幣の図柄の考案又は記念貨幣の発行に関連して行う事業

(2) その他地方自治の伸展との地方自治法施行60周年記念の趣旨に沿って行う地方分権等の振興に資する事業

(交付金の額)

第4条 都道府県に交付することができる交付金の額は、売却された当該都道府県に係る記念貨幣の枚数に350円を乗じた額を上限とする。

2 前項の枚数は、独立行政法人造幣局において把握するものとする。

(交付の申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする都道府県（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、別途総務大臣の定める期日までに別記様式第1による交付申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知等)

第6条 総務大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当

該交付申請書の内容を審査し、交付金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、別記様式第2による交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 総務大臣は、前項の交付決定を行うに当たっては、前条第2項本文により交付金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 総務大臣は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 4 総務大臣は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 前条の通知を受けた都道府県（以下「事業者」という。）は、交付金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、交付金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して30日以内に別記様式第3による交付申請取下届出書を総務大臣に提出しなければならない。

(変更の承認等)

第8条 事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ別記様式第4による変更承認申請書を総務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業に要する額を変更しようとするとき。ただし、事業費の額の20%を超える額の減額に限る。
- (2) 事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - ・事業の目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業者等の自由な創意により変更を認めることが、より効率的な目標達成に資するものと考えられる場合
 - ・事業の目的及び事業能率に関係なき事業計画の細部変更である場合
- (3) 事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 総務大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事業遅延の届出)

第9条 事業者は、事業が交付申請書に記載した予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第5による事業遅延報告書を総務大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 事業者は事業の遂行及び支出状況について総務大臣の要求があったときは、速やかに別記様式第6による状況報告書を総務大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 事業者は、事業が完了したとき又は廃止の承認を受けたときは、当該事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日から起算して1月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別記様式第7により、当該事業の成果を記載した事業実績報告書を総務大臣に提出しなければならない。

2 事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第12条 総務大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第8条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、事業者に別記様式第8により通知するものとする。

(交付金の支払)

第13条 交付金は前条の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第14条 事業者は、事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式第9により速やかに総務大臣に報告しなければならない。

2 総務大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の返還期限は、当該命令のなされた日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 総務大臣は、第8条の事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変

更することができる。

- (1) 事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく総務大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 事業者が、交付金を事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 事業者が、事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 総務大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときには、期限を付して当該交付金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 総務大臣は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく交付金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

- 第16条 事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、当該事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 事業者は、取得財産等について、別記様式第10による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 3 事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第11条に定める報告書に別記様式第10による取得財産等明細表を添付しなければならない。
- 4 総務大臣は、事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第17条 取得財産等のうち、取得価額が単価50万円以上のものについて、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ別記様式第11による財産処分承認申請書を総務大臣に提出し、その承認を得なければならない（総務大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- 2 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(交付金に係る経理)

- 第18条 事業者は、事業の経費については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかななければならない。

2 事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、総務大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（総務大臣の監督）

第19条 総務大臣は、必要があると認めるときは、交付金の交付の目的を達成するために必要な限度において、交付金の交付を受ける都道府県の長に対し、交付金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この要綱は平成20年6月23日から施行する。

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金交付申請書

標記について、交付金の交付を受けたいので、地方分権振興交付金交付要綱第 5 条の規定に基づき、関係書類を添え、下記のとおり申請します。

記

1 事業の内容

別紙 1、2、3 を添付してください。

2 交付金交付申請額

交付金交付申請額
(千円)

3 当該都道府県の予算書の当該事業関係部分（写し）を添付してください。

別紙1

○ 事業の内容

(単位：千円)

金 額	主 な 内 容
合 計	

※ 上記の各項目について、別紙2、3を作成してください。

別紙 2

事業計画の概要

1 事業の目的

2 事業実施期間

3 事業計画 別紙 3 のとおり

別紙 3

(単位：千円)

区分	全体計画	本年度 計画額	対象 経費	
事業 の 内 容				
	合 計			
	その他経費			
	総 計			
財源 の内 訳	国庫支出金 地方債 その他特定財源 一般財源			
	総 計			

事業者の氏名
その長の職、氏名 様

総 務 大 臣

平成 年度地方分権振興交付金交付決定通知書

平成 年 月 日付け〇〇第 号で申請のあった平成 年度地方分権振興交付金については、下記のとおり交付することに決定したので、地方分権振興交付金交付要綱第6条の規定に基づき、通知します。

記

1 対象の内容については、平成 年 月 日付け〇〇第 号の申請書記載のとおりです。

2 交付申請額

交付金額
(千円)

3 この交付金は、地方分権振興交付金交付要綱第6条に掲げる事項を条件に交付します。

4 この交付金の交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における申請の取下げをすることができる期限は、平成 年 月 日とします。

番 号
年 月 日

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金の交付申請取下届出書

平成 年 月 日付け総行合第 号で交付決定のあった平成 年度地方分権振興交付金の交付の申請を取り下げたいので、地方分権振興交付金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

記

1 交付の申請を取り下げようとする理由

2 交付決定額

金 額
(千円)

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け総行合第 号で交付決定のあった平成 年度地方分権振興交付金の事業の内容を変更したいので、地方分権振興交付金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 事業の内容を変更しようとする理由

2 変更しようとする事業の内容

別紙2、3を添付してください。

区 分	交付金 額
変 更 後	(千円)
変 更 前	(千円)

別紙 2

事業計画の概要

1 事業の目的

2 事業実施期間

3 事業計画 別紙 3 のとおり

別紙 3

(単位：千円)

区分	全体計画	本年度 計画額	対象 経費	
事業 の 内 容				
	合 計			
	その他経費			
	総 計			
財源 の内 訳	国庫支出金 地方債 その他特定財源 一般財源			
	総 計			

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金に係る事業の遅延報告について

平成 年 月 日付け総行合第 号で交付決定のあった平成 年度地方分権振興交付金に係る事業について、事業が予定の期間内に完了し難くなったので、地方分権振興交付金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 遅延の理由

2 事業の施行の経過

3 事業完了予定日

区 分	事業の完了予定日	備 考
変 更 前		
変 更 後		

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金に係る事業の状況報告書

地方分権振興交付金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

○ 事業の状況

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金に係る事業実績報告書

平成 年 月 日付け〇〇第 号で申請し、平成 年 月 日付け総行合第 号により交付決定のあった平成 年度地方分権振興交付金に係る事業につき〔完了・廃止〕したので、地方分権振興交付金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業の実績内容

別紙のとおり

2 交付金額

金 額
(千円)

(添付書類の例)

- ・ 研究会・検討会の開催： 報告書、開催状況、議論の経過が分かる資料
- ・ シンポジウムの開催： 当日の様子がわかる写真、シンポジウムのプログラム、報告書

○ 事業の効果

今後の地方分権及び地域活性化の振興という観点から他の都道府県にとって参考となるよう、本交付金に係る事業がもたらした効果を具体的に記述してください。

別紙

(単位:千円)

区分	全体計画 (事業が完了している場合、実績を記載)	本年度 実績額	対象 経費	
事業 の 内 容				
	合 計			
	そ の 他 経 費			
	総 計			
財源 の 内 訳	国庫支出金 地方債 その他特定財源 一般財源			
	総 計			

(注) 契約書 (写し) 及び契約内容の完了を証する書面 (写し)、これらが無いものにあつては支出負担行為決議書 (写し) 及び事業内容の詳細を示す支出項目の一覧表を添付してください。

別記様式第 8

番 号
年 月 日

事業者の名称
その長の職、氏名 様

総 務 大 臣

平成 年度地方分権振興交付金交付額確定通知書

平成 年 月 日付け〇〇第 号で実績報告のあった平成 年度地方分権振興交付金に係る事業については、これを確定し、平成 年度地方分権振興交付金の額を下記のとおり決定しましたので、地方分権振興交付金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、通知します。

記

確 定 交 付 額

千円

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

地方分権振興交付金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|-------------------------------------|---|
| 1 交付金額（要綱第12条第1項の規定により通知した額） | 円 |
| 2 交付金の確定時における消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税額の確定に伴う交付金に係る消費税等仕入控除税額 | 円 |
| 4 交付金返還相当額（3－2） | 円 |

（注）別紙として積算の内訳を添付してください。

別記様式第10

取得財産等管理台帳（年度）
取得財産等明細表

（単位：千円）

財産名	区分	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	交付率	備考

- (注) 1 本様式は、取得財産等管理台帳、取得財産等明細表両表とし、いずれかを表示のこと。
- 2 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本要綱第17条第1項に定める処分制限額以上の財産とする。
- 3 財産名の区分は、(イ)事務用備品、(ロ)事業用備品、(ハ)書籍、資料、(ニ)無体財産権（工業所有権等）、(ホ)その他の物件（不動産及びその従物）とする。
- 4 数量は、同一規格であれば一括して掲載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合には区別して記載のこと。
- 5 取得年月日は検収年月日を記載すること。

番 号
年 月 日

総 務 大 臣 様

事業者の名称
その長の職、氏名

平成 年度地方分権振興交付金に係る財産処分承認申請書

平成 年度地方分権振興交付金に係る財産処分の承認を受けたいので、地方分権振興交付金交付要綱第 1 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 品目及び取得年月日

- 2 取得価格及び時価

- 3 処分の方法

- 4 処分の理由